

千葉県暴力団排除条例が施行されました。



県民の皆様の平穏な生活と、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、「千葉県暴力団排除条例」が平成23年9月1日に施行されました。

社会全体での暴力団排除を推進していきましょう。

1 条例の趣旨

千葉県暴力団排除条例は、県民の皆様の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関する基本理念や基本的施策、暴力団の排除のための必要事項等を定めて、社会全体での暴力団の排除を推進するための条例です。

暴力団の排除のための必要事項としては、暴力団への規制のほか、悪質な目的で暴力団に金品を提供するような「**暴力団の排除上、支障となる行為**」の制限を設けています。

「暴力団の排除上、支障となる行為」が行われた場合には、その是正を求めるための勧告や、勧告に従わない場合の公表の措置を講じています。



この条例で定めている事項は、県民や事業者の皆様が暴力団から不当な要求を受けたときなどに、この条例を支えに要求を拒んでいただくための後ろ盾にもなるものです。



2 条例の概要

第一章 総則（第1条から第7条）

第一章では、条例の目的、暴力団の排除についての基本理念、県、県民、事業者の責務等を定めています。

基本理念



基本理念は、社会全体として、暴力団の悪質な実態を認識し、

- 「暴力団を恐れないこと」
- 「暴力団に対して資金を提供しないこと」
- 「暴力団を利用しないこと」

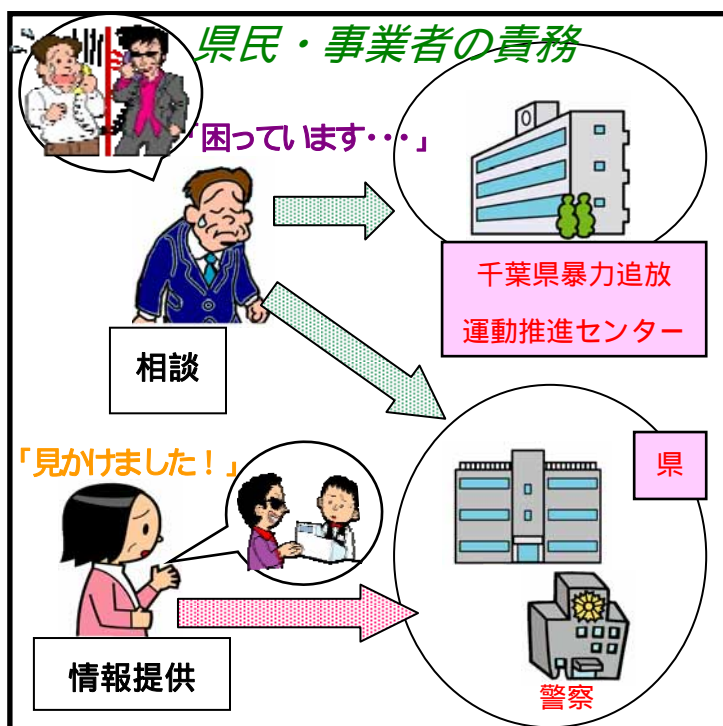
を基本に暴力団の排除を推進することなどを掲げ、本条例に基づく暴力団の排除の方向性を示すものとなります。

県は、その責務として暴力団の排除に関する総合的な施策の推進に努めていきます。

また、県民・事業者の皆様の責務は、自主的に暴力団の排除に取り組むことや県の施策へ協力することのほか、

- 暴力団員から金品を不当に要求された場合などに警察等へ相談等すること
- 暴力団の排除に役立つ情報を知ったときに、県に対して情報提供すること

に努める内容となっています。





県民や事業者の皆様のご理解・ご協力が、暴力団の排除のための大きな力となります。暴力団員からの不当な要求(用心棒料など)に屈することなく、困ったときは相談に来てください！！

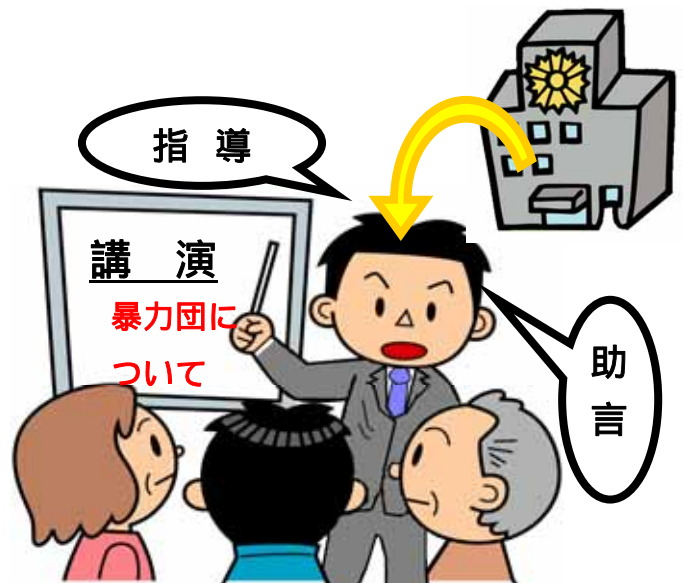
第二章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第8条から第15条）

暴力団の排除に関する施策としては、県が推進体制を整備するとともに、公共工事その他の県の事務又は事業から暴力団を排除するための措置を講じることとしています。

また、専門的な知識・経験を有する「暴力団排除アドバイザー」により、県民の皆様のご取組に対する個別具体的な指導・助言を行うといった支援を講じることとしているほか、模範となる取組をした個人や団体に対する知事表彰等を行うこととしております。

暴力団排除アドバイザー

県警本部



保護措置（安全の確保）



暴力団の排除に関わった方の安全確保のため、警察官による保護措置を行うこととしています。

県民や事業者の皆様にご自主的な取組をしてもらうためには、安全の確保が不可欠です。

警察では、警察官による保護の実施や資機材の貸付け等を行うこととしており、関係団体とも連携して、皆様のご安全確保に努めていきます。

第三章 少年の健全な育成を図るための措置等（第16条から第18条）

少年が安易に暴力団と関係を持つことを防ぐため、少年の育成に携わる者が、少年に対して指導・助言等の措置に努めることとしています。



少年に対する健全な育成を図るための措置と併せ、暴力団員に対しては、少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止します。

県では、

学校等において暴力団の排除に関する教育が行われるよう適切な措置をすること
少年の育成に携わる方からの求めに応じ、
職員の派遣等の支援を行うこと

としています。

20歳に満たない少年が、暴力団からの被害を受けないようにし、また、暴力団に憧れを持つなどして将来暴力団員になるようなことがないよう、教え導いていくことが重要となります。



暴力団事務所に少年を立入らせる行為の禁止

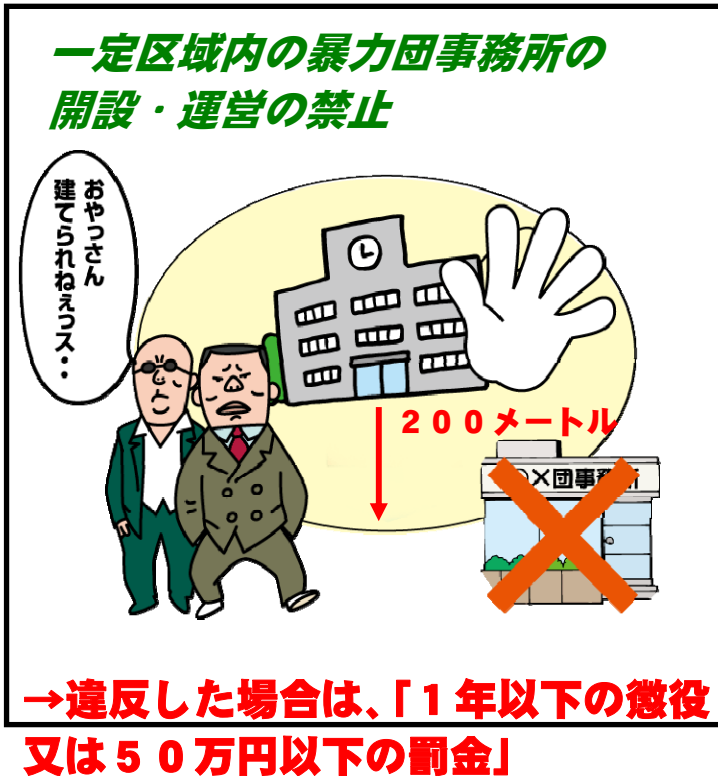


事務所においでよ。

違反した場合は、「中止命令」
中止命令に違反した場合は、
「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」

第四章 暴力団事務所の開設又は運営の禁止（第19条）

学校、公民館等の一定の施設の周囲200メートル以内の区域で、暴力団事務所の開設又は運営を禁止します。



この規制は、**禁止区域外の暴力団事務所や、規制対象から除外されている既存の暴力団事務所について、その存在を正当化するというものではなく、県民による暴力団事務所撤去運動等の取組を妨げるものではありません。**

[学校、公民館とは？](#)

[\(PDF形式/103KB\)](#)

第五章 契約における措置等（第20条）

事業者の方が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するような疑いのある契約に関して、

- 契約の相手方等が暴力団員等でないことを確認すること。
- 契約の結果、暴力団の活動を助長すること等が判明した際には契約を解除できる旨を契約書に定めること。
- 暴力団の活動を助長する等の結果が判明した場合に契約を解除すること。

に努めなければならないこととしています。



【暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるような契約の例】

- 代紋を象ったバッジの製造・提供に関する契約
- 出所祝いや襲名披露の場としての施設利用の契約
- 暴力団事務所の設計、製図、建築等の契約

契約における措置



これは、事業者の方の適正な事業活動が、暴力団に利用され、暴力団の勢力維持につながることを防ぐための措置となります。

第六章 不動産の譲渡等における措置等（第21条及び第22条）

不動産の売買や賃貸借をしようとする方が、不動産の売買などの契約に関して、

契約締結前に当該不動産が暴力団事務所として使用されるものでないことの確認をすること
暴力団事務所として使用されていた場合に契約を解除できること等を契約書に定めること
暴力団事務所としての使用が判明した場合にその契約を解除等すること

に努めなければならないこととしています。

これは、県民の皆様の協力を得て、県民生活に不安や害悪を与える暴力団事務所の新設を防ぐための措置となります。

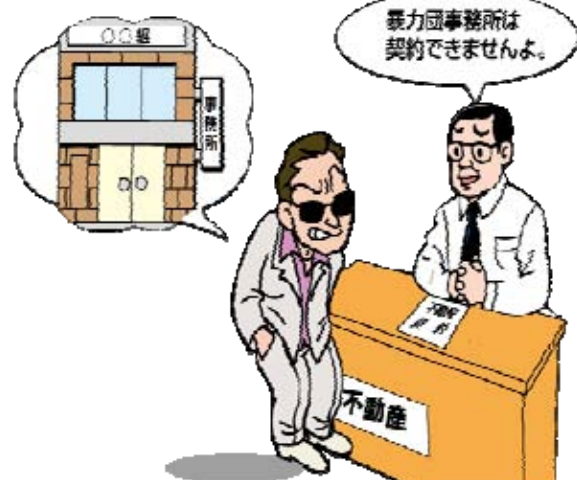
従前から行われてきた住民運動や民事訴訟手続による暴力団事務所の撤去は、県民の皆様の時間的・精神的・経済的負担を伴うものです。しかも、撤去後に別の場所で暴力団事務所が再開設されてしまうなど、皆様の努力が報われないような結果も見られました。

暴力団事務所は、犯罪を誘発するような危険な存在です。取組への御理解・御協力をお願いします。



また、暴力団事務所として使用されることを知っていながら、不動産の売買や賃貸借の契約をしたり、この契約を代理・媒介した者に対しては、勧告・公表の措置を講じることとしています。

暴力団事務所となることを知って 行う不動産譲渡等の契約の禁止



知っていながら契約した場合
「勧告・公表」

第七章 暴力団員等に対する利益供与等の禁止等（第23条及び第24条）

暴力団の威力を利用する目的等 での利益供与の禁止



悪質な行為は、「勧告・公表」

事業者が、自らの行う事業に関し、暴力団員等や暴力団員等が指定した者に

暴力団の威力を利用する目的での利益供与
暴力団の威力を利用したことに関する利益供与
暴力団に協力する目的で行う相当の対償のない利益供与

をした場合は、その利益供与をした者に、勧告・公表の措置を講じることとしています。



これは、暴力団の勢力が維持されている原因の一つである

「暴力団を利用する者、暴力団を支援する者、暴力団と共生する者」

によって供与される利益を制限することと併せ、事業者が暴力団との関係を拒否する上での後ろ盾としてもらうための規制でもあります。

一方、暴力団員等についても、事業者の方から、事業者が違反に該当することとなる利益供与を受けることを規制し、

暴力団の威力利用の目的で供与される利益を受けた場合

暴力団の威力を利用したことに関する利益を受けた場合

暴力団に協力する目的で行う相当の対償のない利益を受けた場合

事業者から威力利用目的等の利益供与を受けることの禁止



には、勧告・公表の措置を講じることとしています。

3 条例の施行

この条例は、平成23年9月1日から施行。

県民生活と事業活動を守るための暴力団の排除の取組に、御理解・御協力をいただけますよう、お願いいたします。



「みんなの意識をひとつに。社会全体での暴力団排除。」